

議案第12号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
東京都板橋区職員定数条例（昭和50年板橋区条例第43号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区長の事務部局の職員	3, 248人
(うち380人は、福祉事務所の職員の定数とする。)	
(2) 議会の事務部局の職員	18人
(3) 教育委員会の事務部局の職員	216人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	99人
(うち6人は、幼稚園教諭の定数とする。)	
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員	11人
(6) 監査委員の事務部局の職員	11人
合 計	3, 603人
付 則	

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の定数を改定する必要がある。